

6 介護予防・日常生活支援総合事業に係るQ & A

(※今後変更になる可能性があります)

(平成 28 年 11 月 29 日現在)

No.	分類	質問事項	回答
1	指定 関係	他県の Q&A で「老人居宅介護等事業」「老人デイサービス事業」と定款に規定されている場合は、「第一号訪問事業」「第一号通所事業」が含まれているため、定款変更の必要が無い旨の記載を見たことがある。法人の定款は、「居宅介護等事業の経営」「老人デイサービス事業の経営」と規定しているが、定款の変更が必要か。	老人福祉法が改正され「老人居宅介護等事業」の定義には「第 1 号訪問事業」、「老人デイサービス事業」の定義には「第 1 号通所事業」が含まれているため、この場合、定款の変更は必要ありません。
2	指定 関係	上記の「第一号訪問事業」「第一号通所事業」には、栃木市の基準緩和サービスは含まれるか。	「第 1 号事業」には、栃木市の基準緩和サービスも含まれます。
3	指定 関係	総合事業の指定申請までに定款変更の認可を受けておく必要があるか。	申請時の定款の提出については、定款変更にかかる時間があるかと思いますが、申請時には変更できていなくてもかまいません。その場合、変更後の案及び変更時期も合わせて提出してください。
4	指定 関係	法人の関係上、定款変更の議決が 3 月理事会、評議員会、その後に定款変更の認可申請となってしまう場合、指定申請を行うことは出来ないか。	No.3 に同じ
5	指定 関係	運営規定、定款等を変更する必要があるが、みなし指定のため申請はしなくても良いと前回説明があった。特に提出する必要は無く、県南健康福祉センターへの変更届のみでよいか？（こちらの届出は必要ですよ？）	介護事業所としては県への手続きが必要です。変更があった 10 日以内に「変更届出書」を提出してください。
6	契約 書等	運営規定・契約書・重要事項説明書は、訪問介護、訪問介護相当サービス、基準緩和サービスをひとつにまとめて作成してよいか。別々に作成すべきか。	内容の整合性がとれていれば、一体的に作成しても差し支えありません。

No.	分類	質問事項	回答
7	契約書等	ひとつにまとめて作成して良い場合、その作成例は示していただけるのか。	申請書類とともに市地域包括ケア推進課のホームページに掲載いたしますので参照ください。
8	契約書等	障害者総合支援法に基づく居宅介護も行っている場合の取扱いで留意することはあるか？	サービス内容や機能から障害福祉サービスに相当する介護保険サービスがある場合、原則として介護保険サービスが優先されます。(障害者総合支援法施行令第2条) 総合事業についても介護保険法に基づくサービスであることから、同様の取り扱いになります。
9	基準関係	管理者等の兼務や定員について	<p>【管理者について】</p> <p>管理者は、支障がない場合、他の職種、同一敷地内の他事業所等の職務に従事することができます。</p> <p>なお、それぞれの管理者業務に支障がなければ、介護給付の訪問介護の管理者兼サービス提供責任者が総合事業における現行相当サービス、基準緩和サービスの管理者を兼務できます。(同一法人で同一敷地内にある他の事業所との兼務は可能ですが、管理者以外の職種で1職種のみ兼務が可能です。)</p> <p>【定員について】</p> <p>介護給付と現行相当のサービス(旧介護予防)の定員は合算して考えることとなり、基準緩和型サービスについては、別に定員を定めます。</p>
10	基準関係	利用定員に上限があるのかどうか？	市で上限を設けることはしませんが、利用者各々に支障なく適切なサービスを設けることが前提です。

No.	分類	質問事項	回答
-----	----	------	----

11	基準 関係	指定訪問介護及び訪問介護相当サービス、訪問型サービスAを一体的に実施する場合、訪問介護員を兼務する従事者が訪問型サービスAの業務に従事する時間は、「常勤換算 2.5人以上」の計算時の取扱いに影響するのか？	訪問介護及び訪問介護相当サービスにおける訪問介護員が、基準緩和訪問型サービス（訪問型サービスA）の従事者として兼務することは可能ですが、基準緩和訪問型サービス（訪問型サービスA）の従事者として勤務した時間は、訪問介護及び訪問介護相当サービスにおける訪問介護員としての常勤換算には計上できません。
12	基準 関係	県の指定許可（みなし）と市の指定許可の併用の事業体の中で、利用者のサービス利用が実施された場合、どちらの単位数が基準となるのか。	県の指定許可のサービス（みなし）の現行相当サービスと市指定許可のサービス（緩和した基準によるサービス）は併用できません。
13	基準 関係	当事業所は9月に指定を受けたばかりなのだが、また改めて指定申請をしなければならないということか？	平成27年4月以降に新規で指定を受けた場合は、みなし指定が適用になりません。改めて市に指定申請が必要となります。
14	その他	市外に住民票のある利用者が、栃木市の訪問・通所型サービスを利用できますか。	平成27年3月31日までに県の指定を受け栃木市のサービス提供事業者であった場合は、みなし指定が適用になり、平成30年3月31日までサービスを提供できます。 （みなし指定の有効期間） ただし、平成30年4月以降も引き続きサービスを提供する場合は、利用者の住民票のある市（町）の指定を受ける必要があります。